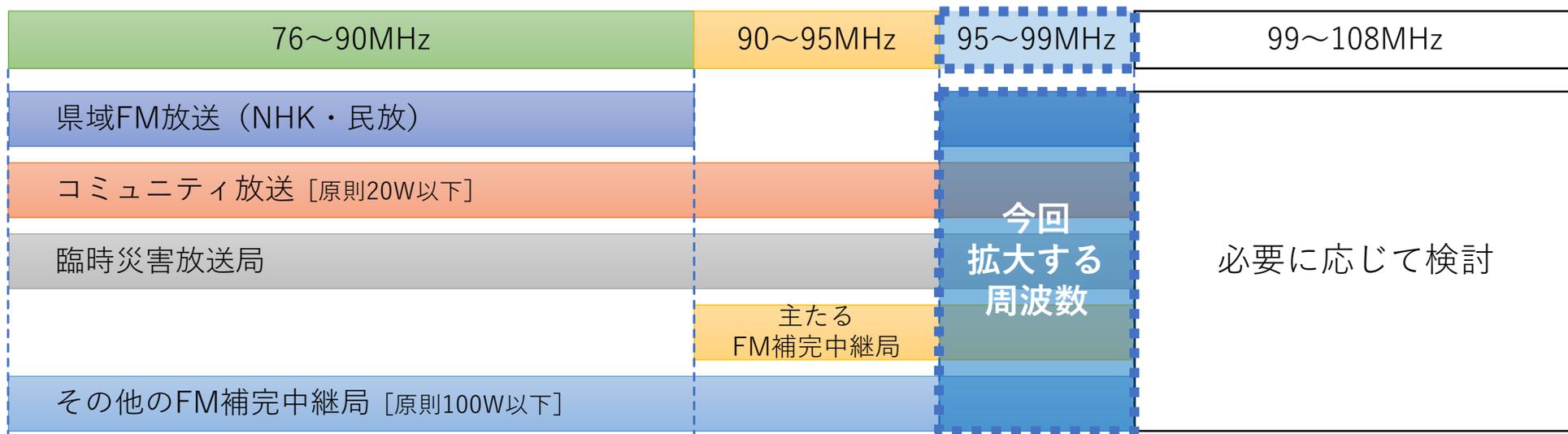


- デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ(第3次)において、FM放送用周波数については必要なニーズ調査を実施した上で95.0MHz超の周波数帯を既存のFM事業者等を含めて使用可能とすることが適当とされている。
- この議論を受け、総務省は、A M放送及びF M放送（コミュニティ放送等を除く）を行う全基幹放送事業者に対してニーズ調査を実施した結果、F M放送用の周波数帯を4 MHz程度拡充すれば、ニーズに対応できる見込みとなった。



改正法令等	改正内容
無線設備規則	<ul style="list-style-type: none"> 第14条第1項第6号（空中線電力の許容偏差）のFM放送用周波数を拡充
特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則	<ul style="list-style-type: none"> 別表第二号（工事設計の様式）の注3の記載例のFM放送用周波数を拡充
基幹放送用周波数使用計画	<ul style="list-style-type: none"> 各所に記載されているFM放送用周波数を拡充
H26年総務省告示第183号	<ul style="list-style-type: none"> 中継局で公示期間内に申請対象となるFM放送用周波数を拡充